

令和元年 10 月 8 日
漁業特定技能協議会・漁業分科会

最終改正：令和 4 年 9 月 8 日

特定技能所属機関による外国人材の配乗人数に係る申し合わせ

漁業分野では、生産性の向上、国内人材の確保の取組を行った上で、なお、人材を確保することが困難な状況にある分野として認められ、特定技能外国人材を受入れることとしたところである。

特定技能外国人材の受入れにあたっては、漁業分野全体での 5 年間の受入れ人数として 9 千人の上限が設けられたが、受入れ機関当たりの人数制限は設けられていない。

漁船漁業職種においては、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）別紙 12 漁業分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針（以下「漁業運用方針」という。）に記載のとおり、将来にわたって国産の良質な水産物を消費者に対して安定的に供給していくためには、我が国漁業の存続・発展を図り、日本人船員の確保・育成とともに、漁船内の秩序維持及び漁船の安全性確保を図ることが肝要である。

こうした点を踏まえ、漁船漁業職種として、漁業運用方針記載の生産性向上及び国内人材の確保に向けた最大限の努力を行うと同時に、外国人材の配乗人数については以下を申し合わせる。

- （１）当面の間、漁船 1 隻当たり、技能実習生と特定技能外国人の合計人数が、それ以外の乗組員の人数の範囲内とすることを目安とする。
- （２）高齢や病気・ケガ等で日本人漁船員が下船しその代替の日本人漁船員が補充できない等、やむを得ない事情により、上記人数の範囲内で維持できない場合は、漁船 1 隻当たり、技能実習生と特定技能外国人の合計人数が、それ以外の乗組員の人数を超えることができる。

（注：上記申し合わせを纏めた令和元年 10 月時点における、漁業分野の在留資格「特定技能」は 1 号のみ。）